

種子産業法施行令

制定	1997.12.31	大統領令	第 15576 号	一部改正	2012.01.06	大統領令	第 23493 号
改正	2001.06.30	大統領令	第 17280 号	一部改正	2012.05.14	大統領令	第 23781 号
改正	2004.03.12	大統領令	第 18311 号	他法改正	2012.10.29	大統領令	第 24155 号
改正	2004.03.17	大統領令	第 18312 号	他法改正	2013.03.23	大統領令	第 24455 号
改正	2006.06.12	大統領令	第 19513 号	全文改正	2013.05.31	大統領令	第 24563 号
改正	2006.08.04	大統領令	第 19639 号	他法改正	2014.12.09	大統領令	第 25840 号
改正	2007.11.30	大統領令	第 20402 号	他法改正	2014.12.30	大統領令	第 25919 号
改正	2007.12.31	大統領令	第 20506 号	一部改正	2015.09.25	大統領令	第 26562 号
改正	2008.01.31	大統領令	第 20575 号	他法改正	2016.06.21	大統領令	第 27245 号
改正	2008.02.29	大統領令	第 20677 号	他法改正	2016.12.30	大統領令	第 27751 号
改正	2010.09.01	大統領令	第 22365 号	一部改正	2017.06.27	大統領令	第 28154 号
改正	2012.01.06	大統領令	第 23488 号				

第 1 条(目的) この令は、「種子産業法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(総合計画) ①「種子産業法」(以下“法”という)第 3 条第 2 項第 10 号で“大統領令で定める事項”とは次の各号の事項をいう。

1. **種子及び苗の品質管理** 方案
2. **種子及び苗の関連国際協力** 促進 方案

②法第 3 条第 3 項ただし書きで“大統領令で定める軽微な事項”とは次の各号の事項をいう。

1. 法第 3 条第 2 項第 1 号による種子産業の現況と展望に関する事項
2. 法第 3 条第 2 項第 8 号による**種子及び苗**に対する教育及び理解増進 方案に関する事項
3. 第 1 項第 1 号による**種子及び苗の品質管理** 方案

③農林畜産食品部長官は法第 3 条第 5 項により毎年 12 月 31 日まで翌年の年度別施行計画を樹立しなければならない。

第 3 条(専門人力養成機関の指定等) ①法第 6 条第 2 項による専門人力養成機関(以下“専門人力養成機関”とう)の指定基準は次の各号の通りである。

1. 教育施設及び教育装備を適切に保有していること
2. 専門教授要員を適切に保有していること
3. 教育課程及び教育内容に関する計画が適切に樹立していること
4. 運営経費の調達計画が妥当であること

②第 1 項による指定基準に関する具体的な事項は農林畜産食品部令で定める。

③法第6条第2項により専門人力養成機関として指定を受けようとする者は農林畜産食品部令で定める専門人力養成機関の指定申請書に次の各号に関する書類を添付して農林畜産食品部長官または特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事または特別自治道知事(以下“市・道知事”という)に提出しなければならない。

1. 教育施設及び教育装備保有現況
2. 専門教授要員確保現況
3. 教育課程及び教育内容が含まれた教育計画書
4. 運営経費の調達計画書

④農林畜産食品部長官または市・道知事は専門人力養成機関を指定する場合農林畜産食品部令で定める指定書を発給しなければならない。農林畜産食品部令で定める発給台帳にこれを記録し、管理しなければならない。

⑤法第6条第3項により専門人力養成機関に対して費用を支援できる項目は次の各号のようである。

1. 講師料及び手当
2. 教育資料開発及び普及に必要な費用
3. 教育教材制作費及び実習資機材の購入費
4. その他専門人力養成に必要なだと農林畜産食品部長官が認める項目

⑥法第6条第4項による専門人力養成機関の指定取消し及び業務停止の基準は別表1の通りである

第4条(国際協力及び対外進出支援) 法第8条第3項により農林畜産食品部長官または市・道知事は種子産業に係って国際協力を進めたり対外市場に進む者に対して次の各号の事業へ支援できる。

1. **種子及び苗**関連の技術開発及び品種保護の国際協力
2. **種子及び苗**の対外市場マーケティング及び広報活動
3. **種子及び苗**の対外市場開拓及び国際博覧会の開催
4. **種子及び苗**の輸出関連の協力体系構築
5. その他国際協力及び対外市場進出のために農林畜産食品部長官が必要だと認める事業

第5条(種子産業振興センターの指定等) ①法第12条第1項及び第5項による種子産業振興センター(以下“振興センター”という)の指定基準は別表2のとおりである。

②法第12条第1項により振興センターに指定されたいものは農林畜産食品部令で定める種子産業振興センター指定申請書に次の各号の書類を添付して農林畜産食品部長官に提出しなければならない。

1. 長官またはこれに準ずる事業運営規定
2. 事業計画書
3. 専門人力保有現況
4. 施設明細書

③農林畜産食品部長官は法第12条第1項または第4項により振興センターを指定したり指定取消しまたは業務停止を命じた場合にはその事実を農林畜産食品部のインターネットホームページに掲示して該当振興センターのインターネットホームページに掲示しなければならない。

④法第12条第4項による振興センターの指定取消し及び業務停止の基準は別表3のとおりである。

⑤第1項から第4項までに規定した事項のほか振興センターの指定及び運営に必要な具体的な事項は農林畜産食品部長官が定めて告示する。

第6条(種子技術研究団地の造成等) ①法第13条第1項により種子技術研究団地を造成したりその造成を支援しようとする場合には次の各号の事項を考えなければならない。

1. 面積:10ヘクタール以上の団地造成が可能な地域
 2. 作物栽培環境:気象(平均気温、霧日数、日照時間、降水量、積雪量等)、土壌、自然災害、水質、農業用水確保の容易性等
 3. 開発与件:敷地整理、道路建設及び用水路・排水路設置等の容易性
- ②農林畜産食品部長官は種子技術研究団地に次の各号の事項を支援することができる。

1. 種子技術研究圃場造成
2. 種子技術研究開発
3. 種子技術専門人力の養成
4. 種子技術関連の研究開発施設・装備等の拡充
5. その他農林畜産食品部長官が必要だと認める事項

第7条(種子生産代行農業団体等の範囲) 法第22条第4号で“大統領令で定める農業団体または林業団体”とは次の各号の団体をいう。

1. 「農業協同組合法」による**組合、中央会及び農協経済持株会社**
2. 削除
3. 「山林組合法」による組合及び中央会

第8条(被害補償の範囲及び基準) 法第23条第1項及び第2項による被害補償の範囲及び基準は別表4の通りである。

第9条(被害補償の手続等) ①法第23条第1項により被害補償を受けようとする農業人は被害事実を知った日から10日以内に農林畜産食品部令で定める被害補償申請書を作成して農林畜産食品部長官に提出しなければならない。

②第1項により被害補償申請書を受けた農林畜産食品部長官は農林畜産食品部令で定める手続きにより被害事実可否を確認した上、農林畜産食品部令で定める被害事実確認書を作成しなければならない。

③農林畜産食品部長官は第2項による被害事実確認結果と第10条による種子被害調査班の被害原因調査等を検討して種子の不備による被害が発生した場合には別表4による被害補償の範囲及び基準により被害を補償しなければならない。

第10条(種子被害調査班の構成・運営) ①農林畜産食品部長官は法第23条第1項により種子の不備により農業人が被った被害(以下“種子被害”という)の迅速な原因究明及び拡散防止等が必要だと認める場合には法第23条第2項により種子被害調査班を構成・運営することができる。

②種子被害調査班は調査班長1名を含んだ10名以内の調査班員に構成する。

③農林畜産食品部長官は次の各号のいずれかに該当する人の中から調査班員を任命または委嘱し、調査班長は調査班員の中から任命する。

1. 農林畜産食品部所属の公務員で種子関連業務を担当する人
2. 農村振興庁所属の公務員で種子関連業務を担当する人
3. 地方自治団体所属の公務員で種子関連業務を担当する人

4. 「高等教育法」第2条による大学で副教授以上で在職しておりまたは在職した人で種子関連分野を専攻した人
 5. 種子に関する学識と経験が富んだ人または種子産業を営む人で該当分野に5年以上携わった人
- ④第1項による種子被害調査班の任務は次の各号のとおりである。

1. 種子被害現場の調査及び試料採取
 2. 種子被害拡散防止のための現場指導
 3. 種子被害の原因分析に必要な試験及び資料調査
 4. 種子被害の原因分析及び種子不備可否の判断
 5. その他種子被害の原因調査に関する事項
- ⑤農林畜産食品部長官は調査班員に任命されまたは委嘱した人(第3項第1号に該当する人は除く)に調査に必要な経費を支払うことができる。

第11条(国際種子検定機関) 法第25条第2項で“大統領令で定める国際種子検定機関”とは次の各号の機関をいう。

1. 国際種子検定協会(ISTA)の会員機関
2. 国際種子検定家協会(AOSA)の会員機関
3. その他、農林畜産食品部長官が定めて告示する外国の種子検定機関

第12条(種子管理士の資格基準) 種子管理士は法第27条第1項により次の各号のいずれかに該当する人にする。

1. 「国家技術資格法」による種子技術士の資格を取得した人
2. 「国家技術資格法」による種子技士資格を取得した人で資格取得前後の期間を含んで種子業務またはこれに類似した業務に1年以上携わった人
3. 「国家技術資格法」による種子産業技士資格を取得した人で資格取得前後の期間を含んで種子業務またはこれに類似した業務に2年以上携わった人
4. 「国家技術資格法」による種子技士資格を取得した人で資格取得前後の期間を含んで種子業務またはこれに類似した業務に3年以上携わった人
5. 「国家技術資格法」による茸種菌技能士資格を取得した人で資格取得前後の期間を含んで茸種菌業務またはこれに類似した業務に3年以上携わった人(茸種菌を保証する場合のみ該当する)

第13条(種子業の施設基準) 法第37条第1項による施設の基準は別表5の通りである。

第14条(種子業の登録等) ①法第37条第1項による種子業の登録をしようとする者は種子業の施設と人力に関する書類を添付して農林畜産食品部令で定めるところにより登録申請書を種子業の主たる生産施設の所在地を管轄する特別自治市長・特別自治道知事・市長・君守または区庁長(区庁長は自治区の区庁長をいい、以下“市長・君守・区庁長”という)に提出(電子的方法を通じた提出を含む)しなければならない。

②第1項による種子業登録の申請を受けた市長・君守・区庁長は申請された事項を確認し、登録要件に適合したと認める時は種子業登録証を申請人に発給しなければならない。

③種子業者は第1項により登録した事項が変更された場合にはその事由が発生した日から30日以内に市長・君守・区庁長にその変更事項を通知しなければならない。

第 15 条(種子管理士保有の例外) 法第 37 条第 2 項ただし書きで“大統領令で定める作物”とは次の各号の作物をいう。

1. 花卉
2. 飼料作物(飼料用稲・麦・豆・トウモロコシ及びじゃが芋を含む)
3. 牧草作物
4. 特用作物
5. 桑
6. 林木
7. 削除
8. 食糧作物(稲・麦・豆・トウモロコシ及びじゃが芋は除く)
9. 果樹(りんご・梨・桃・ぶどう・甘がき・スモモ・梅干・キウイ及びみかんは除く)
10. 野菜類(大根・白菜・キャベツ・唐辛子・トマト・きゅうり・まくわうり・すいか・かぼちゃ・ねぎ・たまねぎ・ニンジン・レタス及びほうれん草は除く)
11. 茸類(マッシュルーム・平茸・桑茸・万年茸・マンカダクキノコ・マイタケ・木耳・えのきだけ・フクリョウ・柳松だけ及び椎茸は除く)

第 15 条の 2(育苗業の施設基準) 法第 37 条の 2 第 1 項による施設の基準は、別表 5 の 2 のとおりである。

第 15 条の 3(育苗業の登録等) ①法第 37 条の 2 第 1 項により育苗業の登録をしようとする者は、農林畜産食品部令で定める登録申請書に次の各号の書類を添付して育苗業の主たる施設の所在地を管轄する市長・郡守・区庁長に提出(電子的方法を通じた提出を含む。)しなければならない。

1. 第 15 条の 2 による育苗業の施設基準を備えたことを証明する書類
2. 第 15 条の 4 第 2 項による教育を履修したことを証明する書類

②第 1 項により登録申請書の提出を受けた市長・郡守・区庁長は、申請された事項を確認し、登録要件に適合すると認める場合には、農林畜産食品部令で定める育苗業登録証を申請人に発給しなければならない。

③育苗業者は、第 1 項により登録した事項が変更された場合には、その事由が発生した日から 30 日以内に市長・郡守・区庁長にその変更事項を通知しなければならない。

第 15 条の 4(専門人力養成機関及び教育) ①法第 37 条の 2 第 2 項にて“大統領令で定める専門人力養成機関”とは、次の各号の機関をいう。

1. 農村振興庁
2. 国立種子院
3. 法第 6 条第 2 項による専門人力養成機関

②育苗業をしようとする者は、法第 37 条の 2 第 2 項により第 1 項による専門人力養成機関で 16 時間以上の教育を履修しなければならない。

③法第 37 条の 2 第 2 項による教育の内容は、苗生産技術、経営管理、実習及び現場学習等とする。

④第 2 項及び第 3 項で規定した事項外に教育に関する細部事項は、農林畜産食品部長官が定めて告

示する。

第 16 条(輸出入種子の国内流通の制限) ①法第 40 条により種子の輸出・輸入を制限または輸入された種子の国内流通を制限できる場合は次の各号の通りである。

1. 輸入された種子に有害な雑草種子が農林畜産食品部長官が定めて告示する基準以上含まれている場合
- 2.

輸入された種子の増殖または交雑により遺伝子変更等により農作物生態界等既存の国内生態界を深刻に破壊される恐れがある場合

3. 輸入された種子の栽培により特定病害虫が拡散される恐れがある場合
4. 輸入された種子から生産された農産物の特殊成分により国民健康に悪い影響を及ぼす恐れがある場合
- 5.

再来種の種子または国内のまれな基本種子の無分別な輸出等により国内遺伝資源保存に深刻な支障をきたす恐れがある場合

②第 1 項第 1 号による有害な雑草種子と同項第 3 号による特定病害虫の種類は農林畜産食品部長官が定めて告示する。

第 17 条(流通種子及び苗の紛争) 法第 47 条第 3 項前段で“共同試料採取が紛争当事者のいずれかの非協力等大統領令で定める事由で出来ない場合”とは次の各号のいずれかに該当する事由で出来ない場合をいう。

1. 紛争当事者のいずれかが共同試料採取に合意しない場合
2. 第 1 号による合意をしたにもかかわらず紛争当事者のいずれかが試料採取現場に動行しない等事実上共同試料採取を拒否する場合

第 18 条(権限の委任・委託) ①農林畜産食品部長官は法第 53 条第 1 項により次の各号の権限の中で「山林資源の造成及び管理に関する法律」第 2 条第 8 号による山林用種子(山林用苗木を含めて、以下“山林用種子”という)に関する権限を山林庁長に委任する。

1. 法第 4 条第 1 項による種子産業に関する統計作成及び実態調査
2. 法第 4 条第 2 項による資料提出要請
3. 法第 15 条第 1 項による国家品種目録(以下“品種目録”という)への登載
4. 法第 16 条第 1 項による品種目録の登載申請の受付
5. 法第 17 条による品種目録登載申請品種の審査、品種目録登載申請の拒絶及び品種目録登載等
6. 法第 18 条による品種目録登載品種等の公告
7. 法第 19 条第 3 項による品種目録登載の有効期間の延長申請の受付
8. 法第 19 条第 5 項による品種目録登載の有効期間の延長手続き等の通知
9. 法第 20 条第 1 項による品種目録登載の取消処分
10. 法第 20 条第 2 項による取消し決定理由告知及び意見書提出機会付与
11. 法第 20 条第 3 項による取消し決定謄本の送達及び取消し決定の公告
12. 法第 21 条による品種目録登載書類の保存
13. 法第 24 条第 1 項による種子の保証
14. 法第 27 条第 2 項による種子管理士の登録

15. 法第 27 条第 3 項による種子管理士に対する登録取消し処分及び業務停止命令
 16. 法第 28 条第 1 項による包装検査
 17. 法第 30 条による採種段階別の種子検査及び再検査
 18. 法第 32 条による保証書の発給
 19. 法第 33 条第 1 項による事後管理試験の実施
 20. 法第 36 条第 2 項による品種目録登録が取消された品種に対する販売または普及の許容及び対象地域等の公告
 21. 法第 38 条第 1 項による品種の種子生産・輸入販売申告の受理
 22. 法第 38 条第 2 項による主要事項変更申告の修理
 23. 法第 40 条による種子の輸出・輸入制限または輸入された種子の国内流通の制限
 24. 法第 41 条第 1 項による輸入適応性試験の実施
 - 24 の 2. 法第 42 条の 2 による種子の検定**
 25. 法第 45 条第 1 項による種子等の調査または品質検査及び種子の収去
 26. 法第 45 条第 2 項による種子の生産または販売中止命令及び種子収去命令
 27. 法第 45 条第 3 項による収去した種子の保管、返還または廃棄
 28. 法第 45 条第 4 項による保管期間が過ぎた種子の返還または廃棄
 29. 法第 46 条第 1 項による種子試料の保管・管理
 30. 法第 47 条第 1 項による紛争対象種子の試験・分析申請の受付
 31. 法第 47 条第 3 項による紛争対象種子の試料採取申請の受付
 32. 法第 47 条第 4 項による関係公務員に対する試料採取の命令
 33. 法第 47 条第 5 項による試験・分析結果の通知
 34. 法第 47 条第 6 項による試験・分析に必要な試料の提出命令
 35. 法第 48 条第 1 項による紛争調停申請の受付
 36. 法第 50 条第 2 項第 2 号による聴聞
 37. 法第 51 条第 1 項による手数料の徴収
 38. 法第 56 条第 1 項または第 2 項による過怠料の賦課・徴収
- ② 農林畜産食品部長官は法第 53 条第 1 項により次の各号の権限(山林用種子に関する権限は除く)を国立種子院長に委任する。
1. 法第 4 条第 1 項による種子産業に関する統計作成及び実態調査
 2. 法第 4 条第 2 項による資料提出の要請
 3. 法第 15 条第 1 項による品種目録への登録
 4. 法第 16 条第 1 項による品種目録の登録申請の受付
 5. 法第 17 条による品種目録の登録申請品種の審査、品種目録登録申請の拒絶及び品種目録登録等
 6. 法第 18 条による品種目録登録品種等の公告
 7. 法第 19 条第 3 項による品種目録登録の有効期間延長申請の受付
 8. 法第 19 条第 5 項による品種目録登録の有効期間延長手続き等の通知
 9. 法第 20 条第 1 項による品種目録登録の取消し処分
 10. 法第 20 条第 1 項による取消し決定理由の告知及び意見書提出の機会付与

11. 法第 20 条第 3 項による取消し決定の謄本送達及び取消し決定公告
 12. 法第 21 条による品種目録登載書類の保存
 13. 法第 23 条第 1 項による種子欠陥被害の補償
 14. 法第 23 条第 2 項による種子被害調査班の構成および運営
 15. 法第 23 条第 3 項による協力要請
 16. 法第 24 条第 1 項による種子の保証
 17. 法第 27 条第 2 項による種子管理士の登録
 18. 法第 27 条第 3 項による種子管理士に対する登録取消し処分及び業務停止命令
 19. 法第 28 条第 1 項による圃場検査
 20. 法第 30 条による採種段階別の種子検査及び再検査
 21. 法第 32 条による保証書の発給
 22. 法第 33 条第 1 項による事後管理試験の実施
 23. 法第 36 条第 2 項による品種目録登載が取消された品種に対する販売又は普及の許容及び対象地域等の公告
 24. 法第 38 条第 1 項による品種の種子生産・輸入販売申告の受理
 25. 法第 38 条第 2 項による主要事項変更申告の受理
 26. 法第 40 条による種子の輸出・輸入制限または輸入された種子の国内流通制限
 - 26 の 2. 法第 42 条の 2 による種子の検定
 27. 法第 45 条第 1 項による種子または苗等の調査または品質検査及び種子収去
 28. 法第 45 条第 2 項による種子または苗の生産または販売中止命令及び種子収去命令
 29. 法第 45 条第 3 項による収去された種子の保管、返還または廃棄
 30. 法第 45 条第 4 項による保管期間が過ぎた種子の返還または廃棄
 - 30 の 2. 法第 45 条第 6 項による種子業または育苗業の登録・変更・取消に関する報告の受付
 31. 法第 46 条による種子試料の保管・管理
 32. 法第 47 条第 1 項による紛争対象種子または苗の試験・分析申請の受付
 33. 法第 47 条第 3 項による紛争対象種子または苗の試料採取申請の受付
 34. 法第 47 条第 4 項による関係公務員に対する試料採取の命令
 35. 法第 47 条第 5 項による試験・分析結果の通知
 36. 法第 47 条第 6 項による試験・分析に必要な資料の提出命令
 37. 法第 48 条第 1 項による紛争調停申請の受付
 38. 法第 50 条第 2 項第 2 号による聴聞
 39. 法第 51 条第 1 項(第 6 項は除く)による手数料の徴収
 40. 法第 56 条第 1 項または第 2 項による過怠料の賦課・徴収
 41. 別表 4 第 4 号による種子被害の判定基準等に関して必要な事項の決定及び告示
- ③農林畜産食品部長官は法第 53 条第 1 項による次の各号の権限(山林用種子に関する権限は除く)を市長・君守・区庁長に委任する。
1. 第 9 条第 1 項による被害補償申請書の受付
 2. 第 9 条第 2 項による被害事実確認書の作成
- ④山林庁長及び国立種子院長は農林畜産食品部長官の承認を受け、第 1 項及び第 2 項により委任された権限の一

部を所属機関の長に再委任できる。

⑤農林畜産食品部長官は法第 53 条第 2 項により次の各号の権限を農林畜産食品部令で定める団体の中で農業関連法人または団体委託する。

1. 法第 41 条による輸入適応性試験の実施(山林用種子に関する権限除く)
2. 法第 51 条第 1 項第 6 号による手数料(第 1 号により委託された事項に係ったものに限定する)徴収

第 19 条(固有識別情報の処理) 農林畜産食品部長官(第 18 条により農林畜産食品部長官の権限を委任・委託された者を含む)は次の各号の事務を遂行するためにやむを得ぬ場合「個人情報保護法施行令」第 19 条第 1 号による住民登録番号が含まれた資料を処理することができる。

1. 法第 16 条による品種目録の登載申請に関する事務
2. 法第 27 条による種子管理士の登録、登録取消し及び業務停止に関する事務
3. 法第 38 条第 1 項による種子の生産・輸入販売申告に関する事務
4. 法第 42 条による種子の輸入推薦の事務
5. 法第 47 条による紛争対象種子または苗の試験・分析に関する事務

第 19 条の 2(規制の再検討) 農林畜産食品部長官は次の各号の事項に対して次の各号の基準日を基準に 3 年ごと(毎 3 年になる年の基準日と同じ日前までをいう)にその妥当性を検討して改善等の処置をしなければならない。

1. 第 13 条及び別表 5 による種子業の施設基準:2017 年 1 月 1 日
2. 第 20 条及び別表 6 による過怠料の賦課基準:2017 年 1 月 1 日

第 20 条(過怠料の賦課基準) 法第 56 条による過怠料の賦課基準は別表 6 のとおりである。

附 則<2016.12.30>

第 1 条(施行日) この令は、2017 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条から第 12 条まで省略

附 則<2017.06.27>

第 1 条(施行日) この令は、2017 年 12 月 28 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項、第 18 条第 1 項第 24 号の 2 及び第 18 条第 2 項第 26 号の 2 の改正規定は、2017 年 6 月 28 日から施行する。

第 2 条(育苗業登録のための準備行為) ①農林畜産食品部長官は、この令施行のために必要であると認める場合には、育苗業をしようとする者に対し、この令施行前に農村振興庁、国立種子院又は法第 6 条第 2 項による専門人力養成機関で、第 15 条の 4 の改正規定による教育をあらかじめ履修することができる。

②育苗業の登録をしようとする者は、この令施行前に市長・郡守・区庁長へ第 15 条の 3 第 1 項の改正規定による登録申請をあらかじめすることができる。